

第8回 法廷だより

2014年2月17日、第8回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

雪が吹き荒れる中
今回も傍聴席は満員

2月17日午後3時30分より、札幌地裁805号法廷で、第8回口頭弁論期日が開かれました。この日は全国的に雪害に見舞われている中、札幌も吹雪でしたが、傍聴席は今回も満席でした。

今回の期日では、まず裁判



官が一部交代したため、弁論の更新という手続が行われました。（民事訴訟法の建前では、口頭弁論を裁判官が直接見聞きして判断しなければならぬ（直接主義）ことになっているため、裁判官が交代した場合、当事者は「従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならぬ」（民訴法249条2項）とされています。もっとも、実際には「従前の通りでよろしいですね」などと軽く確認して済ませるのが通常です。）

次に、原告側から、準備書面(1)と(2)が陳述されました。また、これら書面における主張に関連する証拠も今回提出されました。

その後、原告団から林心平さんが、「この時代に子どもを育てるということについての、一人の父親としての決意」として、意見陳述を行いました。

た。林さんは、6人の子を持つ父親という立場で、現代が原発に命を翻弄される時代であり、その上で、安心して暮らせる社会と環境を作っていくことは、子どもたちに対する父親としての責務であるという決意を示しました。

原告側の今回の主張を 弁護団が解説

林さんの意見陳述に続いて、今回提出した原告側の準備書面の内容を、弁護団の弁護士が法廷で直接説明しました。

準備書面(1)については、毛利節弁護士がプレゼンを行いました。ここでは、被告が耐震設計上想定してきた地震動（とりわけ、「震源を特定せず策定する地震動」の大きさが、実際に起こりうる地震動の大きさよりかなり小さいことを示しました。その根拠には、2004年に発生したマグニチュード5・7の留萌支庁南部地震では、「破壊伝播効果」が発生し、被告が基準地震動の設定に使用した「加藤ほか2004」というシミュレーションに基づく地震動を大きく上回る地震動を実際に観測したことなどがあ

ります。さらに、この準備書面では、被告に対し、泊原発の敷地が「破壊伝播効果」の影響を受けた場合、同敷地での地震動の最大値をどの程度であると想定しているのか、明らかにするよう求めました。

準備書面(2)については、齋藤健太郎弁護士がプレゼンを行いました。ここでは泊原発の「応力腐食割れのリスク」「蒸気発生器のリスク」「脆性破壊のリスク」「ECCSが機能しないリスク」という4点の技術的危険性について、それが起これば多大な被害が生じるおそれがあるのに、防ぐことが難しいことを改めて主張しました。そして、これらの危険を防ぐためにいかなる対策を講じているのか、被告が具体的な説明をしていないこと、説明している部分もずさんな対策でしかないことを指摘し、被告が事故を防ぐために講じている対策を具体的に明らかにするよう求めました。

次回期日は、5月13日午後3時45分からです。次回もたくさんの方に傍聴においていただき、ともに廃炉への意志を表明していきましよう。

（文責・弁護士 竹信航介）